

議案第1号

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年1月18日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

令和4年4月1日に実施する本町行政機構の改革に伴い、関係条例を整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(山都町役場課設置条例の一部改正)

第1条 山都町役場課設置条例(平成17年山都町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第10号を次のように改める。

(10) 商工観光課

第2条第7号に次のように加える。

カ 地籍調査に関する事項

第2条第9号中アからウまでを削り、エをアとし、同条第10号を次のように改める。

(10) 商工観光課

ア 商工業に関する事項

イ 労働に関する事項

ウ 観光に関する事項

(山都町議会委員会条例の一部改正)

第2条 山都町議会委員会条例(平成17年山都町条例第147号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中オを削り、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 商工観光課の所管に関する事項

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例関係

山都町役場課設置条例(平成17年山都町条例第6号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の事務を分掌させるため、次の課を設ける。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 地籍調査課</u></p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 農林振興課</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 山の都創造課</p> <p>ア 商工業に関する事項</p> <p>イ 労働に関する事項</p> <p>ウ 観光に関する事項</p> <p>エ まちづくりに関する事項</p> <p><u>(10) 地籍調査課</u></p> <p>ア 地籍調査に関する事項</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の事務を分掌させるため、次の課を設ける。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 商工観光課</u></p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 農林振興課</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 地籍調査に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 山の都創造課</p> <p>ア まちづくりに関する事項</p> <p><u>(10) 商工観光課</u></p> <p>ア 商工業に関する事項</p>

山都町行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例関係

	<p><u>イ</u> 労働に関する事項</p> <p><u>ウ</u> 観光に関する事項</p>
--	---

山都町議会委員会条例(平成17年山都町条例第147号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正後（案）
<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 経済建設常任委員会 5人</p> <p>ア～イ （略）</p> <p><u>ウ</u> 建設課の所管に関する事項</p> <p><u>エ</u> 環境水道課の所管（環境保全、環境衛生及び衛生施設に関する事項を除く。）に関する事項</p> <p><u>オ</u> 地籍調査課に関する事項</p> <p>カ （略）</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 経済建設常任委員会 5人</p> <p>ア～イ （略）</p> <p><u>ウ</u> <u>商工観光課の所管に関する事項</u></p> <p><u>エ</u> 建設課の所管に関する事項</p> <p><u>オ</u> 環境水道課の所管（環境保全、環境衛生及び衛生施設に関する事項を除く。）に関する事項</p> <p>カ （略）</p>

◆山都町役場課設置条例の一部改正について
組織(課毎)再編図

